

有害使用済み機器の収集運搬及び保管に関する法制化。

◆ 雑品スクラップ回収業者の届出制度

今年6月9日、国会で改正法が成立。

来年6月前後に施行されます。

現在、環境省・法務省で詳細の取り決めを行なっている状況です。

背景

有害使用済み機器（雑品スクラップ）が国外に輸出され続けている。

雑品スクラップの集積所の火災を含め生活環境に支障が発生している状況。

現行の廃棄物処理法とバーゼル法では取締りが困難。

新たに法整備し、不適正業者の取締る法律

法改正内容

- 1) 「有害使用済み機器」の保管又は処分業者は、  
都道府県知事への届出を義務化。
- 2) 政令で保管・処分に関する基準の義務付け
- 3) 都道府県に夜報告徴収及び立入検査、改善命令  
及び措置命令の対象に追加（違反時の罰則）

ポイント

- ①対象物品；家電4品目、小型家電28品目及びその他『未定』
- ②保管基準；囲い板の設置、物品の積み重ね角度（産廃積替保管的な要項）など
- ③許可適用範囲；下記の認可事業者は不要  
一般廃棄物収集運搬、産業廃棄物収集運搬、家電リサイクル品取扱い業者、小型家電リサイクル取扱い業者など